

川崎市立川崎病院外来診療委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市立川崎病院の外来診療について、外来診療の安定稼動や診療環境の改善により患者サービスの向上を図ることを目的として、川崎市立川崎病院外来診療委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、検討する。

（1）外来診療に関すること。

（2）その他必要な事項

（組織等）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、病院長が、川崎病院三役会に諮って任命する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 書記は、委員の中から、委員長が委員会に諮って決定する。

（委員会）

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の総意をもって決するものとする。

（関係者の出席）

第5条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、川崎病院医事課において処理する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるものの他、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。